

伊勢志摩国立公園横山集団施設地区における
持続可能な利用環境の保守管理運営業務
応募要領

令和 8 年 10 月

中部環境局

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 業務概要
- 第 3 章 業務実施条件
- 第 4 章 安全管理及びリスク分担
- 第 5 章 業務実施及び応募資格
- 第 6 章 応募手続
- 第 7 章 応募書類の提出
- 第 8 章 審査及び選定
- 第 9 章 添付資料及び様式

第1章 総則

応募資料の構成及び適用順位

本応募要領は、応募及び選定の手続並びに業務の基本条件を定める。詳細な業務水準は要求水準書（別添2）、契約上の権利義務は業務委託契約書（別添1）に定める。

順位	資料
1	関係法令、条例及び許認可条件
2	業務委託契約書（別添1）
3	要求水準書（別添2）
4	選定事業者の企画提案書及び業務計画書
5	その他中部環境局が示す資料

資料間に矛盾又は疑義がある場合は、上記順位による。

1. 応募の趣旨及び目的

横山集団施設地区（以下、「同地区」という。）は、伊勢志摩国立公園（以下、「同公園」という。）を代表する利用拠点の一つであり、展望台を中心に年間約40万人の利用がある。一方で、利用の集中に伴う同地区内の交通渋滞及び事故リスクの増大、施設の老朽化、維持管理費の増加並びに人材不足が、管理運営上の課題となっている。

これらの課題に対応し、安全で快適な利用環境を確保するとともに、同公園の価値及び魅力を将来にわたり維持・向上させるため、横山展望台駐車場（P2）において利用者が受けるサービスの対価として一定の費用を負担する仕組みを導入するとともに、横山ビジターセンターから横山展望台駐車場（P2）までの区間の車道における利用者コントロールを行う。特に土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、ゴールデンウィーク（4月29日から5月5日まで）、お盆（8月11日から8月16日まで）及び年末年始（12月29日から1月3日まで）その他利用が集中すると想定される日（以下、「土日祝等」という。）においては、横山ビジターセンターから横山展望台駐車場（P2）への一般自動車の乗入れを抑止し、横山ビジターセンターから有料シャトル便で輸送（パークアンドライド）することにより、同地区内の交通渋滞及び事故リスクの低減並びに利用者の利便性向上を図る。

本応募は、横山展望台駐車場（P2）の運営、有料シャトル便の運行、料金収受、利用者案内、交通誘導、安全対策、清掃・環境整備、自然ふれあい推進業務、収入管理その他必要な業務を一体的かつ適切に保守管理運営する受託者を、公平性、透明性及び競争性を確保した手続により選定することを目的とする。

2. 用語の定義

用語	定義
受託者	本応募により選定され、中部環境局と業務委託契約を締結した者をいう。
対象施設	本業務が対象とする施設・設備等をいう。横山展望台駐車場（P2）、料金収受設備、案内設備、有料シャトル便乗降場所その他「管理運営区域図（別添3）」及び「施設設備一覧（別添4）」に示す施設を含む。
創造の森横山駐車場（P1）	有料シャトル運用時に一般自動車を誘導する駐車場として、管理運営区域図（別添3）に示す場所をいう。同駐車場は志摩市が管理する駐車場であり、その駐車料金は無料である。同駐車場の駐車場運営は本業務の対象に含まれない。
横山展望台駐車場（P2）	本業務において料金収受の対象となる駐車場をいう。本駐車場は、中型以下の四輪自動車の利用に限るものとし、安全上の理由から二輪自動車（大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車）及び軽車両（自転車、リヤカー、馬車）は利用できない。
利用者	同地区を利用する全ての者をいい、車両利用者のほか、歩行者、公共交通利用者及び地域住民を含む。
利用料金	受託者が自己の名と計算において収受する横山展望台駐車場（P2）駐車料金及び有料シャトル便運賃その他中部環境局が承認した料金をいう。
使用料	受託者が対象施設を使用して本業務を行うことにつき、国有財産法に基づき国に納付する料金をいう。
管理事業	対象施設の適正利用のために通常必要となる保守管理運営業務をいう。
自主事業（収益事業）	受託者が自らの責任と費用で提案し、中部環境局の承認を受けて実施する事業をいう。
不可抗力	地震、台風、豪雨、土砂災害、感染症の大規模流行その他当事者の合理的な管理を超える事象をいう。
一般自動車	一般利用のための自動車(全長約7m以下×車幅約2m以下×車高約2.8m以下に限る)をいう。ただし、緊急車両・管理用車両その他中部環境局が認める車両を除く。
有料シャトル便	土日祝等に、道路運送法その他関係法令に基づき横山ビクターセンターから横山展望台駐車場（P2）の区間で運行し、一般利用者を有料で輸送するための自動車(全長約9.0m以

	下×車幅約 2.3m 以下×車高約 3.05m 以下で要求水準書（別添 2）の性能及び仕様を満たす車両に限る）をいう。
一般運用	平日（土日祝等を除く）において、横山展望台駐車場（P2）で駐車料金を支払って一般自動車を利用する運用とし、9 時 00 分から 16 時 30 分までを最低の運用時間（コアタイム）とする。コアタイムを超える運用の提案を妨げない（本要領第 3 章 6.6 六）。なお緊急車両・管理用車両その他中部環境局が認める車両に限り駐車料金の支払いは減免される。
有料シャトル運用	土日祝等において、横山展望台駐車場（P2）への一般自動車の乗入れを制限し、有料シャトル便を運行し、入出ゲート内は緊急車両・管理用車両その他中部環境局が認める車両に限り進入を認める運用をいう。9 時 00 分から 16 時 30 分までを最低の運用時間（コアタイム）とする。コアタイムを超える運用の提案を妨げない（本要領第 3 章 6.6 六）。
一般コアタイム	一般自動車を利用する日に適用する、本要領第 3 章 6.6 一に定める時間（平日の 9:00～16:30）。
シャトル便コアタイム	有料シャトル便を運行する日に適用する、本要領第 3 章 6.6 二に定める時間（土日祝等の 9:00～16:30）。
時間外閉鎖	安全管理及び防犯上の理由により、運用時間以外は入出ゲートを閉鎖し、横山展望台駐車場（P2）への一般自動車による進入を停止する。入出ゲート閉鎖、場内残留車両への対応、緊急車両の進入手段及び防犯等の運用手順を中部環境局と協議し定めること。閉鎖時間帯は本要領第 3 章 6.6 による。

3. 業務名称及び事業方式

3.1 業務名称

伊勢志摩国立公園横山集団施設地区における持続可能な利用環境の保守管理運営業務

3.2 事業方式

本業務は、中部環境局が受託者に業務委託料を支払わず、受託者が自己の名と計算において利用料金を収受し、これを主たる財源として保守管理運営業務を行う利用料金制による独立採算型の事業とし、応募時に委託料の見積書を提出しない。

受託者は、対象施設の使用について国有財産法に基づく使用許可を受け、定める使用料を国に納付する。

利用料金収入その他本業務に係る収支の差額は、業務委託契約書（別添１）に別段の定めがある場合を除き、受託者に帰属し、又は受託者の負担とする。

自主事業（収益事業）その他行政財産の使用が必要となる行為については、受託者は別途、国有財産法その他関係法令及び条例に基づく許認可等を取得し、使用料その他必要な費用を負担する。管理事業と自主事業（収益事業）は区分経理する。

第２章 業務概要

4. 対象区域及び施設の概要

4.1 所在地

三重県志摩市阿児町鶴方横山 伊勢志摩国立公園横山集団施設地区

4.2 対象区域及び施設

【管理・収益施設】

- ・ 横山展望台駐車場（P2）及び関連施設一式
- ・ 横山ビジターセンターから横山展望台間の車道区間
- ・ 横山ビジターセンター前の有料シャトル便乗降場所
- ・ 料金収受設備、入出ゲート、案内設備、電気通信設備
- ・ 交通誘導地点、歩行者動線、清掃・環境整備対象区域
- ・ 土日祝等における一般自動車の創造の森横山駐車場（P1）及び横山ビジターセンター前の有料シャトル便乗降場所（管理運営区域図（別添３）に示す。）
- ・ その他「管理運営区域図（別添３）」及び「施設設備一覧（別添４）」に示す区域及び施設

【維持施設】

- ・ その他「管理運営区域図（別添３）」及び「施設設備一覧（別添４）」に示す区域及び施設

創造の森横山駐車場（P1）は志摩市が管理する駐車場であることから、当業務の維持管理施設に含めない。料金は志摩市において決定されるが、無料利用とされている（位置は、管理運営区域図（別添３）に示すとおり）。

同駐車場は土日祝等における一般自動車の受け皿となることから、受託者は、有料シャトル運用時において、同駐車場への一般自動車誘導、及び有料シャトル便運行・乗り換えの案内を行うものとする。

4.3 横山展望台の利用者数（参考・無料運用時の実績）

月	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
4 月	26,728 人	33,298 人	30,735 人
5 月	35,907 人	37,766 人	31,357 人
6 月	22,436 人	25,320 人	22,633 人
7 月	30,697 人	28,504 人	26,090 人
8 月	38,297 人	41,551 人	43,742 人
9 月	29,125 人	31,068 人	31,238 人
10 月	34,988 人	30,324 人	30,177 人
11 月	39,049 人	35,176 人	42,162 人
12 月	29,242 人	31,951 人	32,654 人
1 月	31,535 人	31,309 人	31,283 人
2 月	27,553 人	26,677 人	32,864 人
3 月	38,743 人	38,845 人	48,579 人
計	384,300 人	391,789 人	403,514 人

注 1：利用者数は、横山展望台駐車場（P2）先のスロープ及び石階段に設置した赤外線カウンターの入場計測（毎日・24 時間計測）によるもの。

注 2：上記は無料運用時の実績であり、利用者数は計測結果を示したもので、将来の利用者数を保証するものではない。

4.4 参考情報の開示

中部環境局は、応募時の収支検討に資するため、保有する範囲で、曜日・時間帯別の利用状況を参考資料（別添 5）として開示する。その他過年度報告書等の参考情報については質問状で受け付けるものとする。応募者は、自らの責任において現地確認及び収支検討を行うこと。

5. 契約及び運用・運用準備期間

5.1 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和 14 年 3 月 31 日までとする。

契約期間が満了する令和 13 年度に再度応募手続を行う。契約期間には、受託者が設置した設備等の撤去及び原状回復並びに後任受託者への引継ぎに要する期間を含む。

受託者が本業務のために新たに設置した設備の契約終了時の取扱い（撤去・原状回復又は中部環境局による承継・残存簿価の精算）は、業務委託契約書（別添 1）による。

5.2 運用準備期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までを運用準備期間とし、施設・設備等の確認、許可手続（自然公園法、国有財産法、道路運送法等の関係法令手続）、再委託等の契約、

研修、試運転、広報その他必要な準備を行う。

5.3 運用期間

料金の収受及び管理事業、並びに自主事業（収益事業）の運用は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までとする。

第 3 章 業務実施条件

6. 利用料金、収入帰属及び費用負担

詳細な内容及び最低水準は要求水準書（別添 2）に定める。本応募要領では概要のみを示す。

6.1 利用料金の収受及び決定

料金は、横山展望台駐車場（P2）の駐車料金及び有料シャトル便運賃として収受する。

応募者は、収支検討及びサービス検討を行い、利用者負担の妥当性を踏まえた料金を企画提案し、中部環境局の書面による承認を受けるものとする。

6.2 利用料金の変更

受託者は、承認なく料金を新設、変更又は廃止してはならない。利用料金をやむを得ず変更する場合には、受託者が、変更理由、収支影響、利用者影響及び周知計画を含めた提案書を作成し、中部環境局が書面により承認した場合に限る。

6.3 減免等

緊急車両、管理用車両その他中部環境局が認める車両は駐車場利用料金の対象外とする。

有料シャトル便運賃については、中学生以上の運賃を 100%とした場合、小学生は 50%以下、未就学児は無料とする。また障害者等（詳細は要求水準書へ定める）はその 50%以下の減免措置を行う。

6.4 収入及び経理

受託者が収受した利用料金は、受託者の収入として本業務の実施費用及び自然ふれあい推進業務（一般利用者が参加できる自然観察会、トレッキング等）に充当する。受託者は、本業務の収入及び支出を他の事業と明確に区分して経理し、適正に管理する。

6.5 費用負担

費目	負担者	備考
人件費・運営費	受託者	本業務の実施にあたり必要な費用

有料シャトル便運行費	受託者	旅客自動車運送事業者への業務委託を含む
各手数料	受託者	決済・振込・返金等
日常保守管理費	受託者	入出ゲート及びシステム保守管理、料金徴収設備保守管理、横山園地内便所および浄化槽の法定点検・保守管理・汲み取り等保守管理事業者等への業務委託を含む
修繕費・消耗品費	受託者	修繕事業者等への業務委託を含む
電気料・水道料	受託者	子メーターによる実費負担
国有財産使用料	受託者	別表 1 による
施設・設備の大規模修繕・更新	中部環境局	
自主事業(収益事業)の施設使用料・許認可手数料・業務委託費	受託者	自主事業(収益事業)に関する費用

6.6 運用・運行日時

- 一 入出ゲートから先の横山展望台駐車場（P2）は、平日（月曜日から金曜日まで。ただし国民の祝日に関する法律に規定する休日、ゴールデンウィーク（4月29日から5月5日まで）、お盆（8月11日から8月16日まで）及び年末年始（12月29日から1月3日まで）その他利用が集中すると想定される日を除く。以下同じ。）を一般運用とし、9:00～16:30 までを一般コアタイムとする。
- 二 入出ゲートから先の横山展望台駐車場（P2）は、土日祝等を有料シャトル運用とし、9:00～16:30 までをシャトル便コアタイムとする。
- 三 有料シャトル便は、横山ビジターセンターと横山展望台駐車場（P2）の区間において運行する。
- 四 入出ゲートから先は、運用・運行時間外は原則閉鎖とする。時間外閉鎖時の利用は推奨しないものとし、時間外閉鎖時の利用回避に係る対応策について、応募者が企画提案する。また、時間外閉鎖時間帯における車両の進入及び滞留の防止、入出ゲートの閉鎖並びに緊急車両の進入手段は、要求水準書（別添 2）及び事業継続計画（BCP）に定める手順による。

五 応募者は、利用実態、需要動向、安全確保、収支見通し及び利用者の利便性向上の観点から、一般運用と有料シャトル運用の運用日について、企画提案書において提案することができる。当該提案は、次の各号を明らかにして行うものとする。

- (一) 人員配置、交通誘導、清掃、緊急時対応、防犯等の関連業務への対応
- (二) 利用者への周知方法

六 応募者は、利用実態、需要動向、安全確保、収支見通し及び利用者の利便性向上の観点から、第一項から第四項までに定めるコアタイム及び時間外閉鎖の範囲を超える又はこれと異なる運用・運行時間帯（季節・繁忙期における運用・運行時間の延長等）を、企画提案書において提案することができる。当該提案は、次の各号を明らかにして行うものとする。

- (一) コアタイム（一般・シャトル便）及び時間外閉鎖の変更内容（対象、運用・運行時間帯）
- (二) 変更の根拠（需要、安全、利用者利便及び収支への影響等）
- (三) 当該時間帯に適用する料金
- (四) 人員配置、交通誘導、清掃、緊急時対応、防犯等の関連業務への対応
- (五) 利用者への周知方法

七 受託者は、第一項から第四項までに定める運用・運行日時を下回る提案をしてはならない。

八 天候、災害、道路運送法上の制約その他やむを得ない事由による一時的な短縮・休止は、第4章 8.2 に定める休止・再開基準及び中部環境局の承認手続による。常態的又は受託者の都合による短縮・休止は認めない。

九 業務委託契約締結後に本条の内容を変更しようとする場合は、本章 6.2 の手続に準じ、受託者が変更理由、需要・収支影響、利用者影響及び周知計画を含めた提案書を作成し、中部環境局の書面による承認を受けなければならない。

7. 業務範囲

詳細な業務内容及び最低水準は要求水準書（別添2）に定める。本応募要領では業務区分の概要のみを示す。

なお、受託者は、利用者、歩行者、従事者及び第三者の安全を最優先とし、対象施設の供用時間帯のみならず、運用・運行時間帯その他の施設管理者不在時間帯を含め、本業務の全期間を通じて安全管理及び業務継続を確保する体制を構築し、これを維持しなければならない。

- ・ 横山展望台駐車場（P2）運営業務
- ・ 有料シャトル便運行及び運用統括業務
- ・ 交通誘導及び歩行者安全対策業務（渋滞軽減対策および混雑対策、警備業法に基づく交通誘導警備を含む）
- ・ 料金収受及び収入管理業務
- ・ 利用者案内、広報、問い合わせ及び苦情・トラブル対応業務
- ・ 清掃・草刈り・落葉除去等の日常管理業務
- ・ 日常点検、保守及び障害対応、並びに廃棄物管理及び環境整備業務
- ・ 事故、災害、停電、通信障害その他緊急時対応業務
- ・ 施設・設備の軽微な修繕業務
- ・ 記録及び報告、調査、改善業務
- ・ 関係機関及び地域関係者との連絡調整業務
- ・ 自然ふれあい推進業務（一般利用者が参加できる自然観察会、トレッキング等）

7.1 自主事業（収益事業）

応募者は、本業務の目的に適合し、管理事業に支障を及ぼさず、同公園及び同地区の価値及び魅力の維持・向上に資する自主事業（収益事業）を提案できる。自主事業（収益事業）は区分経理し、実施にあたって必要な許認可手続等がある場合には受託者が行うこと。

受託者は、契約後に自主事業計画書を作成し、実施方針、実施内容、期待される効果、実施期間及び実施時間、料金設定、収支見込み並びに一定以上の利益が生じた場合の還元方策等を記載して中部環境局へ提出し、承認を受けること。

第4章 安全管理及びリスク分担

8. 安全管理に関する基本的事項

8.1 現地出動の最低水準

現地出動は、通報又は中部環境局からの要請を受けてから 60 分以内に対応することを最低水準とする。機械による自動対応、コールセンター及び警備業者による対応を組み合わせる場合、受託者は、それぞれの役割分担、連絡系統及び責任の所在を安全管理関係文書に明記しなければならない。

8.2 安全管理関係文書への明記事項

受託者は、次の各号に掲げる事項について、その体制及び手順を事業継続計画（BCP）に明記しなければならない。

- 一 有料シャトル運用の時間帯における、進入管理、来園車両への案内、待機列管理及び創造の森横山駐車場（P1）への誘導の体制、休止・再開基準及び手順

二 運用・運行時間外及び非運行時間帯において、横山ビジターセンターの施設管理者が常駐しない時間帯の対応（入出車両の滞留防止、閉場・施錠、及び緊急車両の進入手段）

三 時間外閉鎖の場合における、閉鎖直前の場合案内及び車両の出庫確認、閉門・施錠の手順、時間外閉鎖時の緊急車両の進入手段、運用・運行開始時の開門・点検の手順、時間外閉鎖時の防犯及び照明の運用

8.3 対外公表及び報道対応

重大事故及び災害時における対外公表及び報道対応について、受託者は、中部環境局との調整なく、本業務に関する事故等について報道機関に対する公表又は説明を行ってはいない。

8.4 訓練並びに文書の作成及び更新

受託者は、関係機関・業務委託者を含む緊急時訓練(机上訓練も可)を年1回以上実施しなければならない。受託者は、危機管理マニュアル及び事業継続計画（BCP）を作成し、訓練の結果、事故・災害の発生状況、運用の変更その他の事情を踏まえて、これらを適時に更新しなければならない。

9. リスク分担

9.1 リスク分担表

リスク	中部環境局	受託者	協議・条件
通常的需求・価格等の変動		○	受託者負担
企画提案によらない国による制度設計等の変更	○		収支影響を協議
対象施設の初期不良・老朽化	○		受託者の責任によるものを除く
対象施設の通常保守・消耗品・修繕		○	
対象施設の大規模修繕・更新	○		受託者の責任によるものを除く
受託者の責任による事故・損害		○	
不可抗力による事故・損害	○	○	休止、復旧及び費用を双方で協議・分担
法令・条例・税制変更	○	○	原因及び影響に応じ双方で協議
既存インフラ障害	○	○	責任原因に応じ双方で協議・分担
地域苦情・交通規制	○	○	所管に応じ共同対応

個人情報・情報セキュリティ事故		○	受託者起因の場合
本制度に起因する苦情	○		
本業務の運用・運行に起因する事故・苦情・滞留		○	
創造の森横山駐車場（P1）の閉鎖・有料化・運用条件変更	○	○	当事者が協議のうえ分担

第 5 章 業務実施及び応募資格

10. 管理委託等に関する基本的事項

一 委託方法

- （一） 応募により選定した事業者と中部環境局長の間で業務委託契約書（別添 1）により契約を締結する。
- （二） 委託業務の範囲は、同地区の保守管理運営に必要な業務として要求水準書（別添 2）に定める範囲とする。
- （三） 受託者は、委託業務の実施に必要な費用は、同地区の利用者から収受する利用料金をもって充てるものとする。
- （四） 委託業務の実施にあたっては、管理事業及び自主事業（収益事業）について、自然公園法における公園事業の執行認可（以下、「自然公園法認可」という。）及び国有財産法における行政財産の使用許可（以下、「国有財産使用許可」という。）その他関係法令・条例等の許認可を受ける必要がある。
- （五） 自主事業（収益事業）は、本業務の目的に適合し、管理事業に支障を及ぼさず、同公園又は同地区の価値及び魅力の維持・向上に資するものに限る。

二 契約期間

- （一） 契約期間は、契約締結日から令和 14 年 3 月 31 日までとする。
- （二） 契約期間には、受託者が設置した設備等の撤去及び原状回復並びに後任受託者への引継ぎに要する期間を含むものとする。
- （三） 受託者が自己の都合により運営を終了させる等の契約の変更又は解除をしようとするときは、当該期日の 8 ヶ月前までに、中部環境局長に申し入れなければならない。

11. 応募資格

11.1 応募は、次の全てを満たす者とする。

- ・ 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ・ 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

- ・ 環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- ・ 第 6 章 14. に記載の応募に係る説明会及び現地見学に参加できる者であること。
- ・ 施設保守管理や事故対応のために、施設責任者が 60 分以内に対象区域及び施設に到達できる者であること。
- ・ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

11.2 共同事業体

- ・ 代表法人を定め、業務委託契約及び本業務全体に対する責任を負わせること。
- ・ 全構成員が本章 11.1 の基本資格を満たすこと。
- ・ 構成員は、他の応募者又は共同事業体の構成員として重複参加しないこと。
- ・ 代表法人、構成員及び役割分担は、応募後に変更しないこと。ただし、中部環境局がやむを得ないと認めた場合を除く。
- ・ 共同事業体協定書及び委任状を提出すること。

11.3 第三者への再委託

業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託してはならない。有料シャトル便の運行、警備、設備保守点検その他業務の一部を第三者に再委託する場合は、提案書に再委託予定先事業者、範囲及び管理方法を記載し、契約締結後に中部環境局の承認を受けること。受託者は再委託先の行為についても全責任を負うとともに、中小受託取引適正化法を遵守すること。再委託先に対しても本業務に係る関係法令及び条例等を遵守させること。

第 6 章 応募手続

12. 応募スケジュール

手続	期日
応募開始・資料交付	令和 8 年 10 月 1 日（木）
説明会及び現地見学申込期限	令和 8 年 10 月 16 日（金）12:00
説明会・現地見学	令和 8 年 10 月 22 日（木）
質問受付期限	令和 8 年 10 月 23 日（金）
質問回答公表	令和 8 年 10 月 27 日（火）
参加表明・資格書類提出期限	令和 8 年 10 月 30 日（金）16 時必着
資格審査結果通知	令和 8 年 11 月 5 日（木）
企画提案書提出期限	令和 8 年 11 月 24 日（火）16 時必着
企画提案会の連絡	令和 8 年 12 月 2 日（水）
企画提案会	令和 8 年 12 月 10 日（木）
選定結果通知	令和 8 年 12 月 14 日（月）

業務委託契約締結	令和 8 年 12 月 15 日（火）
運用準備	契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日
運用開始	令和 9 年 4 月 1 日

13. 応募要領の交付方法

13.1 交付期間

令和 8 年 10 月 1 日（木）から令和 8 年 10 月 23 日（金）17:00 まで

13.2 交付場所

中部環境局ホームページ「調達情報」に応募要領等のファイルを公表するので、ダウンロードして入手すること。郵送等による交付は行わない。

<https://chubu.env.go.jp/procure/>

13.3 問い合わせ先

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-6-2 名古屋第 4 地方合同庁舎 4 階

中部環境局 国立公園課

TEL：052-955-2135

14. 応募に係る説明会及び現地見学の開催

14.1 日時

令和 8 年 10 月 22 日（木） 13:30～15:00

14.2 場所

三重県志摩市阿児町鶴方 628-88 創造の森横山作業所

14.3 その他

- ・ 説明会及び現地見学は参加必須とする。
- ・ 参加人数は 1 応募者 2 名以内とする。
- ・ 所定の申込書を電子メール（REO-CHUBU@env.go.jp）で 10 月 16 日（金）12:00 までに提出することとする。事前申し込みをせず、説明会及び現地見学の受付簿に記載がない者の応募は受け付けない。
- ・ 現地見学では、指定区域外への立入り、業務の妨げとなる行為及び許可のない撮影を禁止する。

15. 応募に関する質問の受付及び回答

15.1 受付先

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-6-2 名古屋第 4 地方合同庁舎 4 階

中部環境局 国立公園課（TEL：052-955-2135）

15.2 受付方法

持参、郵送又は電子メール（REO-CHUBU@env.go.jp）にて受け付ける。なお、電子メールで提出した場合には、受付先宛に提出した旨を連絡すること。

15.3 受付期間

令和 8 年 10 月 23 日（金）16 時まで（持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、受付時間は 9:00～17:00（以下「執務時間等」という。）（12 時から 13 時を除く）

15.4 質問に対する回答

令和 8 年 10 月 27 日（火）までに、中部環境局ホームページの「調達情報」>「企画競争公示」>「本件」の下段に掲載する。

第 7 章 応募書類の提出

16. 資格審査の提出書類、提出期限等

16.1 提出書類

資格要件書類の提出について（様式 1）

一 応募者が「法人」の場合

- （一）会社概要（様式 2）
- （二）定款又はそれに代わるもの
- （三）法人登記簿謄本の写し（全部事項証明書）
- （四）暴力団排除に関する誓約書（様式 4）
- （五）役員名簿（様式 5）
- （六）直近 3 事業年度分の財務諸表の写し（貸借対照表、損益計算書、附属明細書、株主資本等変動計算書）
- （七）直近 1 年分の納税証明書の写し（法人税、消費税及び地方消費税）
- （八）施設責任者が 60 分以内に対応できることを確約する文書又は証明する文書（様式任意）のいずれか

二 応募者が「共同事業体」の場合

- （一）共同事業体結成届（様式 6）
- （二）共同事業体協定書（様式 7）
- （三）代表法人への委任状（様式 8）
- （四）構成員ごとの資格関係書類（任意様式）
- （五）各構成員の暴力団排除に関する誓約書（様式 4）

- (六) 役員名簿（様式 5）
- (七) 各構成員の直近 3 事業年度分の財務諸表の写し（貸借対照表、損益計算書、附属明細書、株主資本等変動計算書）
- (八) 各構成員の直近 1 年分の納税証明書の写し（法人税、消費税及び地方消費税）
- (九) 施設責任者が 60 分以内に対応できることを確約する文書又は証明する文書（様式任意）のいずれか

16.2 提出期限等

一 提出期限

令和 8 年 10 月 30 日（金）16 時（必着）

二 提出場所

13.3 に同じ

三 提出部数

1 部

四 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

五 提出にあたっての注意事項

- (一) 持参する場合は、執務時間等（12 時から 13 時を除く）とする。
- (二) 郵送する場合は、封書の表に「伊勢志摩国立公園横山集団施設地区における持続可能な利用環境の保守管理運営業務に係る格要件資料在中」と明記すること。
提出期限までに提出先に現に届かなかった格要件資料は、無効とする。
- (三) 証明書は提出期限前 3 か月以内に発行されたものとする。行政機関が発行する競争参加格等により代替を認める書類は免除とする。
- (四) 提出された格要件に係る書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- (五) 虚偽の記載をした格要件に係る資料は、無効にする。
- (六) 格要件に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (七) 提出された格要件に係る書類は、環境省において、格要件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。審査の結果、契約相手になった者が提出した格要件に係る資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

17. 企画提案書の提出書類、提出期限等

17.1 提出書類

一 企画提案書の提出について（様式 3）

二 企画提案書（添付資料を含めてとじ込んだ 1 式）

17.2 提出期限

一 提出期限

令和 8 年 11 月 24 日（火）16 時（必着）

二 作成に関する問い合わせ先

13.3 に同じ

17.3 書面による提出の場合

一 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

二 提出部数

8 部

三 提出場所

13.3 に同じ

17.4 電子による提出の場合

一 提出方法

電子ファイル（PDF 形式）により、電子メール※¹で送信し、又は DVD-R に保存して持参若しくは郵送※²で提出すること。電子メールで提出した場合には、提出後に提出場所に電話にてその旨連絡し、環境省からの受信連絡メールを必ず確認すること。

※ 1 電子メール 1 通のデータ上限は 7 MB（必要に応じ分割すること）

※ 2 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

二 提出場所

電子メールの場合：REO-CHUBU@env.go.jp

DVD-R の持参又は郵送の場合：13.3 に同じ

17.5 提出にあたっての注意事項

一 持参する場合は、執務時間等（12 時から 13 時を除く）とする。

二 郵送する場合は、封書の表に「伊勢志摩国立公園横山集団施設地区における持続可能な利用環境の保守管理運営業務に係る資格要件資料在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった企画提案書は、無効とする。

三 提出された企画提案書は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

四 1 者当たり 1 件の企画を限度とし、1 件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。

- 五 資格要件を満たさない者が提出した企画提案書は、無効とする。
- 六 虚偽の記載をした企画提案書は、無効にする。
- 七 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 八 提出された企画提案書は、環境省において、企画提案書の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。審査の結果、事業候補者として選定された者が提出した企画提案書の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。
- 九 受託者は、原則的には自らが提出した企画提案書の内容に従って保守管理運営業務を運営するものとするが、諸事情の変化により企画提案書の内容の一部変更を中部環境局長が指示する場合がある。その場合は、中部環境局長と受託者との協議において、決定するものとする。

18. 人権尊重の取組について

本調達に係る参加希望者及び契約候補者は、『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和 4 年 9 月 13 日 ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取組むよう努めること。

第 8 章 審査及び選定

19. 企画提案会の開催

- 一 企画提案会を必要に応じて、令和 8 年 12 月 10 日（木）に開催する。開催場所（三重県伊勢市内を想定）、説明時間、出席者数の制限等については、有効な企画提案書を提出した者に対して、下記の者から、令和 8 年 12 月 2 日（水）17 時までに連絡する。
連絡者：中部環境局 国立公園課
TEL：052-955-2135
- 二 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した企画提案書の説明を行うものとする。
- 三 説明を行う者は、原則として、業務を受託した場合における主たる業務実施責任者とする。

20. 審査の実施

- 一 審査は、「伊勢志摩国立公園横山集団施設地区における持続可能な利用環境の保守管理運営業務に関する企画提案書の評価基準及び採点表」（別紙 2）に基づき、提出された企画提案書について行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画提案書を提出した 1

者を選定する。

- 二 審査結果は、企画提案書の提出者に遅滞なく通知する。ただし、企画提案会を開催する場合は、企画提案会参加者に遅滞なく通知する。

第9章 添付資料及び様式

区分	名称
別添1	業務委託契約書
別添2	要求水準書
別添3	管理運営区域図
別添4	施設・設備一覧
別添5	参考資料（利用実績）
別表1	国有財産使用料予定価格
別紙1	企画提案書作成要領
別紙2	評価基準及び採点表（採点尺度を含む）
様式1～8	応募様式一式。本業務は独立採算型であり、委託料見積書は含まない。